

令和7年4月11日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、株式会社NIPPONに対して、指名停止10週間+1か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社NIPPON	東京都中央区京橋1-19-11

2. 指名停止措置期間：令和7年4月11日～令和7年7月18日（10週間+1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 事実概要

当該業者は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、アスファルト工事を施工したが、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。

これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。

また、当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、

設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

5. 指名停止措置理由

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」(昭和60年4月1日北開局工第1号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

6. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311			
事業振興部	工事管理課	工事契約管理官	中本 敦浩(内線 5490)
事業振興部	工事管理課	課長補佐	鈴木 千成(内線 5482)
事業振興部	工事管理課	上席専門官	水野 史朗(内線 5499)
北海道開発局ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/			

